

令和2年3月25日

古賀市議会
議長 結城 弘明 様

総務常任委員会
委員長 清原 哲史

委員会審査報告書

本委員会に付託されました事件の審査結果を、会議規則第110条の規定により報告します。

第4号議案 古賀市公共施設マネジメント推進審議会条例の制定について

平成28年度に策定した古賀市公共施設等総合管理計画では、今後の施設の老朽化、人口の減少、少子高齢化による市民ニーズの変化等を見据え、40年間で公共施設の延べ床面積の20%削減を目標としており、今後の10年間を見据えた個別施設計画及び計画策定後の公共施設のマネジメントの推進に関する事項について、調査・審議する組織として、古賀市公共施設マネジメント推進審議会を設置するもの。

【審査内容】

議案の意図、詳細は次のとおり。

- 1 審議会の所掌事務は、個別計画案や進捗状況報告に対して意見し、また、推進についてチェックすること。
- 2 審議会は、学識経験者1名、関係団体7名、公募の市民2名の合計10名で構成する。また、男女比については均等になるように調整する予定。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第8号議案 古賀市基本構想審議会条例等の一部を改正する条例の制定について

令和2年度の内部組織の編成及び事務分掌並びに課名を改めることに伴い、附属機関に関する条例にある庶務担当課名を一括して改正するもの。

【審査内容】

議案の意図、詳細は次のとおり。

- 1 古賀市基本構想審議会の庶務担当である経営企画課の課名を経営戦略課に改めることから、当該審議会条例の一部を改正するもの。
- 2 古賀市都市計画審議会の庶務担当である都市計画課の課名を都市整備課に改めることから、当該審議会条例の一部を改正するもの。
- 3 古賀市行政改革推進委員会の庶務を、現担当である人事課から経営戦略課に事務移管することから、当該委員会設置条例の一部を改正するもの。
- 4 古賀市国土利用計画審議会の庶務担当である都市計画課の課名を都市整備課に改めることから、当該審議会条例の一部を改正するもの。
- 5 古賀市空家等対策協議会の庶務担当である都市計画課の課名を都市整備課に改めることから、当該協議会条例の一部を改正するもの。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第9号議案 古賀市部設置条例の一部を改正する条例の制定について

令和2年度の内部組織の編成及び事務分掌を改めようとする中で、総務部コミュニティ推進課男女共同参画係を市民部人権センターに移管するため、関係する事務分掌を改正し、併せて、新たに事務分掌の明確化を図るもの。

【審査内容】

議案の意図、詳細は次のとおり。

- 1 今回、係として立ち上げる国際交流、多文化共生を総務部の事務分掌に追加するもの。
- 2 国際交流及び多文化共生についての方針決定は総務部で行うが、日本語教室や異文化講座など、細かな事業の実施主体については今後整理する予定。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第10号議案 古賀市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

民法の一部を改正する法律が令和2年4月1日から施行されること及び単身高齢者の増加等市営住宅を取り巻く状況の変化を踏まえ、連帯保証人に関する規定の削除及び所要の規定の整備を行うもの。

【審査内容】

議案の意図、詳細は次のとおり。

- 1 入居の資格要件の一つであった「市町村税を滞納していない者であること」を削除し、入居手続きの際に必要な連帯保証人を求めないこととするもの。
- 2 民法の改正により市営住宅家賃の遅延損害金等の利率を、「5%」から「当該年度の法定利率」に改め、令和2年度の法定利率は3%となる。
- 3 連帯保証人に関する規定の削除は、技術的な助言として国土交通省から公営住宅管理標準条例案が示され、市町村の判断に委ねられたことによる。
- 4 滞納整理については、保証人が要らなくなっても、連絡は取れるように、勤務先、親戚や知人の住所などを緊急連絡先として聞いておき、福祉部局や収納管理課と連携し支払いを求めていく。
- 5 収入増による退去の要件としては、5年以上入居し、月間所得が2年続けて31万3,000円以上となった場合としている。
- 6 近隣市町の状況は、宗像市及び新宮町は、連帯保証人は求めず、市税の滞納については規定がない。福津市は、連帯保証人はなくさず、市税の滞納については規定がない。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。